

【自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）】

1.（預金の支払時期）

この預金は、預金証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および預金証書または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応答日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
- A 預金口座へ振替る場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- B 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。
- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ③ 預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金、自由金利型2年定期預金（M型）、自由金利型3年定期預金（M型）、自由金利型4年定期預金（M型）、自由金利型5年定期預金（M型）、自由金利型6年定期預金（M型）、自由金利型7年定期預金（M型）、自由金利型8年定期預金（M型）、自由金利型9年定期預金（M型）および自由金利型10年定期預金（M型）の利息をあらかじめ指定された期間ごとに分割して、あらかじめ指定された預金口座に入金する場合には前第1号から第2号にかかわらず、次によります。
- A 利息の支払いが1か月ごとの場合
預入日の1か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。
- B 利息の支払いが2か月ごとの場合
預入日の2か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。
- C 利息の支払いが3か月ごとの場合
預入日の3か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。
- D 利息の支払いが6か月ごとの場合
預入日の6か月ごとの応当日を利息支払日とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、約定利率による利息を利息の一部として指定口座に入金します。
その利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第3条（預金の解約、書替継続）第1項により当金庫がお客様からの満期日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「定期預金等・通知預金共通規定」第7条（解約等）第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。なお、この計算による利率が解約日における普通預金利

率を下回る場合は普通預金利率とします。)によって計算し、この預金とともに支払います。なお、次の「6か月以上の預入期間に応じた利率」(イ)が、「預入日から解約日の前日までの期間に応じた預入日の店頭表示利率」(ロ)を上回るときは、(ロ)の利率を適用します。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

| | |
|-------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |

②預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

| | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×70% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×70% |

③預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

| | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×70% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×70% |
| E 2年以上3年未満 | 約定利率×70% |

④預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

| | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上4年未満 | 約定利率×90% |

⑤預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

| | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| G 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

⑥預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

| | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| G 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| H 4年以上6年未満 | 約定利率×90% |

⑦預入日の6年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

| | |
|---------------|----------------|
| A 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×30% |
| D 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×40% |
| E 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×50% |
| F 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×60% |
| G 3年以上4年未満 | 約定利率×70% |
| H 4年以上5年未満 | 約定利率×80% |

- | | | |
|---|----------|----------|
| I | 5年以上7年未満 | 約定利率×90% |
|---|----------|----------|
- ⑧預入日の7年後の応当日から預入日の8年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×50% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |
| I | 5年以上6年未満 | 約定利率×80% |
| J | 6年以上8年未満 | 約定利率×90% |
- ⑨預入日の8年後の応当日から預入日の9年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×30% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×60% |
| I | 5年以上6年未満 | 約定利率×70% |
| J | 6年以上7年未満 | 約定利率×80% |
| K | 7年以上9年未満 | 約定利率×90% |
- ⑩預入日の9年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×20% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×50% |
| I | 5年以上6年未満 | 約定利率×60% |
| J | 6年以上7年未満 | 約定利率×70% |
| K | 7年以上8年未満 | 約定利率×80% |
| L | 8年以上10年未満 | 約定利率×90% |
- ⑪預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×20% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×20% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×30% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×40% |
| I | 5年以上6年未満 | 約定利率×60% |
| J | 6年以上7年未満 | 約定利率×70% |
| K | 7年以上8年未満 | 約定利率×80% |
| L | 8年以上9年未満 | 約定利率×90% |
| M | 9年以上10年未満 | 約定利率×90% |
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、預金証書の受取欄または払戻請求書に

届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、または元金のみ（利息は同一名義の預金口座に入金）書替継続するときは記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第2条（利息）の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書または通帳を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、預金証書の受取欄または払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して預金証書または通帳とともに提出してください。

5. (定期預金等・通知預金共通規定の適用)

この預金には、本規定の他「定期預金等・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上